

社会福祉法人安基インクルージョン評議員・役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人安基インクルージョン（以下「法人」という。）の評議員、理事、監事、第3者委員の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(支給対象)

第2条 法人が開催する評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会に出席した場合及び理事長が特に必要とする会議、研修に出席した場合。

2 理事長業務のため出勤した場合。

(報酬)

第3条 評議員、理事、監事、第3者委員の報酬は、次のとおりとする。

(1) 評議員、理事、第3者委員の報酬は、1回3,000円とする。

(2) 監事の報酬は1回3,000円とする。

ただし、監事監査については、半日5,000円、1日10,000円とする。

2 職員には、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 評議員、理事、監事、第3者委員が公務のために出張した場合には、その者に対し当該出張に要した費用を弁償する。

2 費用弁償については、「社会福祉法人安基インクルージョン あおぼのさと・あおぼ寮・あおば・役員等旅費規程」による。

(報酬の受領)

第5条 法人が開催する評議員会、理事会、第3者委員会、評議員選任・解任委員会に出席した場合及び理事長が特に必要とする会議、研修に出席した場合に報酬受領書に押印又は署名により受領するものとする。

(その他)

第6条 本規程に定めるもの以外、必要な事項は評議員会の決議をもって定めるものとする。

附則

1 この規程は平成29年 6月22日から施行する。